

土佐清水市ふるさと元気寄付金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土佐清水市を応援したいという思いを具体化することにより、元気なまちづくりに資することを目的とし、これを財源として各種事業を実施し、寄付者の土佐清水市に対する思いを実現することにより、多くの方々の参加による活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づき土佐清水市にされた寄付をいう。
- (2) 寄付者 土佐清水市に対し、ふるさと納税をした者をいう。

(事業の区分)

第3条 ふるさと納税により寄付された寄付金(以下「寄付金」という。)を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ふるさと海・山・川の元気応援事業(環境・防災)
- (2) 教育環境日本一!事業(教育)
- (3) 土佐清水まるごと元気応援事業(地域活性化)
- (4) 市長におまかせ!事業(その他)

(ふるさと納税の使途指定)

第4条 ふるさと納税をしようとする者は、自らの寄付金の使途を前条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄付することができる。

- 2 市長は、前項の規定がなかったときは、前条第4号の事業の指定があったものとみなすものとする。

(ふるさと納税の申出等)

第5条 ふるさと納税をしようとする者は、寄付申込書(別記様式)により、市長に申し出るものとする。
ただし、インターネットを経由してふるさと納税をしようとする場合は、この限りでない。

2 寄付の納入に当たっては、次のいずれかの方法によるものとし、ふるさと納税をしようとする者が指定するものとする。

(1) 払込取扱票による納入

(2) 銀行振込による納入

(3) 現金書留による納入

(4) 土佐清水市役所窓口での現金持参による納入

(5) クレジットカード決済その他のオンライン決済による納入

3 市長は、ふるさと納税の申出又は收受した寄付金が公序良俗に反するものと考えられる場合は、申出を拒否し、若しくは收受した寄付金を返還することができる。

4 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(受領証明書の発行)

第6条 市長は、寄付金の納入の確認後、速やかに受領証明書を寄付者へ交付するものとする。

(管理台帳)

第7条 市長は、寄付金の適正な管理を図るため、管理台帳を作成し、寄付者の氏名、住所、連絡先、寄付金の額、申出日、納入日、使途その他市長が必要と認める事項を記録しなければならない。

(公表)

第8条 市長は、毎年度1回、前年度に受けたふるさと納税の件数、寄付金の合計額、寄付金の使途その他市長が必要と認める事項について、ホームページ等により公表するものとする。

(返礼品の進呈)

第9条 市長は、寄付者のうち住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく土佐清水市の住民基本台帳に記録されていないもの(以下「返礼品対象寄付者」という。)に対して、寄付金の額に応じ、返礼品として土佐清水市の特産品等を進呈するものとする。ただし、当該返礼品対象寄付者が返礼品の進呈を希望しない場合は、この限りでない。

2 返礼品の種類、内容、進呈の方法等は、市長が別に定める。

(適用除外)

第10条 ふるさと納税以外の寄付については、この要綱の規定は適用しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと納税に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。